

○引上げ分に係る地方消費税収（地方消費税交付金）の使途の明確化について

平成26年4月から地方消費税率が1%から1.7%に引き上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収は社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成27年度決算における引上げ分の地方消費税収及び充当経費については下記のとおりです。

歳入

科目	27年度決算額（千円）
地方消費税交付金	604,860
社会保障財源化分	192,128

歳出

科目	社会保障施策 経費（千円）	財源内訳（千円）		
		国県支出金等	一般財源	社会保障財源化分の 地方消費税交付金
社会福祉費	542,979	290,630	252,349	160,013
児童福祉費	469,025	420,511	48,514	30,762
保健衛生費	2,691	557	2,134	1,353
計	1,014,695	711,698	302,997	192,128

（人件費及び事務費は経費対象外）